

白 監 第 3 1 号

令和6年2月20日

白子町長 石 井 和 芳 様
白子町議会議長 梅 澤 哲 夫 様
白子町教育委員会教育長 御 園 正 二 様

白子町監査委員 地 引 久 貴

白子町監査委員 大 多 和 秀 一

令和5年度定期監査報告について

このことについて、地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各所属の事務の執行に関して定期監査として実施したので、同条第9項の規定により監査結果を別紙のとおり報告します。

令和5年度定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第2項により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各所属の事務の執行に関して定期監査として実施した。その監査結果は下記のとおりである。

記

1. 監査の概要

- (1) 監査の内容 令和5年度における各課等の事務事業の執行に関する監査
- (2) 監査の対象機関と実施日

監査対象機関	監査実施日
産業課・農業委員会、住民課、税務課、学校給食センター	令和5年12月19日(火)
会計課、建設課、商工観光課、ガス事業所、健康福祉課、企画財政課、総務課	令和5年12月20日(水)
教育課、生涯学習課、環境課、議会事務局	令和5年12月21日(木)

- (3) 監査の場所 白子町役場 2階 第2会議室
3階 委員会室A
- (4) 監査の方法 各課等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか及び町の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて定期監査を実施した。
また、あわせて各課等の組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営等、町の一般行政事務が合理的かつ効率的に行われているかについて行政監査を実施した。

2. 監査の結果

国の事情による繰越明許事業や補正予算対応での予算執行及び事務事業が増えており、その進捗管理はこれまで以上に難しい局面があると推察される。

そのような状況の中で、各課等の事務事業が適宜適切な状態で進められていると判断でき、令和5年度における各課等の事務事業の執行はおおむね適切に処理されていると認められた。

なお、令和5年10月末時点で執行率が0%の事務事業については、内容を確認・精査したうえで適切な対処を求め、今後の予算執行や事務事業の進捗管理を徹底・改善させるよう指摘した。

3. 監査結果の所見

計数的な大きな誤りは確認できず、おおむね適切に処理されていると思われる。

しかしながら、細かい点ではあるが、提出資料の一部にケアレスミスと思われる誤りが見受けられる課等があった。大勢に影響がないとはいえ監査の対象資料のため書類内容は正確を期す必要がある。よって、事務処理を担当者のみに任せるのではなく、組織としてチェック機能を十分に発揮するような仕組みづくりを強化されたい。